

須坂市一般廃棄物収集運搬業 許可申請、届出の手引き

2026年1月

- 本書には、一般廃棄物収集運搬業に関する申請・届出のほか、業を行うに必要な事項が記入されております。
- この手引き及び掲載する申請書等は、須坂市ホームページからも入手できます。

須坂市 市民環境部 生活環境課 廃棄物対策係

382-0911 須坂市大字須坂 1528-1
TEL 026-248-9019
FAX 026-246-0750
Email s-seikatsukankyo@city.suzaka.nagano.jp

目次

須坂市一般廃棄物収集運搬業の許可申請について	ページ
1 許可要件	1
2 許可後の条件	1
3 提出書類	2
4 許可申請手数料	2
5 変更届	3
6 廃止届	3

様式集

○一般廃棄物処理業許可申請書	4～5
○誓約書	6～7
○一般廃棄物処理業変更届出書	8
○一般廃棄物処理業廃止届出書	9
○使用車両一覧表	10
○役員の変更に係る新旧対照表	11
○添付書類の省略について	12

須坂市一般廃棄物収集運搬業の許可申請について

須坂市 市民環境部 生活環境課

申請書受付期間：2026年2月27日まで

※郵送可(控えが必要な場合は控えと返信用封筒を入れてください。受付印押印後に返送します。)
※審査後に不備があると書類の再提出等をお願いする場合があります。申請書の提出は余裕を持ってなるべく早めにお願いします。

1 許可要件

須坂市の一般廃棄物収集運搬業許可の取得には、次の条件を全て満たしている必要があります。

- ① 事業用施設及び申請者の能力が、事業を的確かつ継続して行うに足りること。
- ② 申請者（法人の場合は役員等を含む）が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の欠格要件に該当しないこと。
- ③ 一般廃棄物は須坂市内で発生したものであり、かつ適正な処分先を確保できること。
- ④ 許可申請の時点で、申請者に市町村税（※）の滞納がないこと。
- ⑤ 更新の場合は、有効期間満了前1年間に収集運搬又は処分の実績があること

※ 所在地（個人の場合は住所）のある市町村の税金

2 許可後の条件

一般廃棄物収集運搬業の許可には条件を付します。以下にその許可の条件例を記載します。

- ① 須坂市廃棄物の処理及び再利用等に関する条例並びに同施行規則、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令を遵守すること。
- ② 使用車両の両側面に、「一般廃棄物収集運搬業」、「事業者名」、「許可番号」を表示すること（※）
- ③ 常に衛生的に作業を実施し、市民サービスに努めること。
- ④ 須坂市の分別収集のとおり収集すること。
- ⑤ 須坂市清掃センター及びながの環境エネルギーセンターの使用にあたっては、係員の指示を遵守すること。
- ⑥ 須坂市のごみ減量化施策に協力すること。
- ⑦ 更新の場合は新しい許可証が交付された後、速やかに期間が満了した旧許可証を返還すること。

※ 使用車両の表示例

一般廃棄物収集運搬業
○○株式会社
須坂市許可第○○○○号

3 提出書類

次の書類を用意して、提出してください。

	提出書類	申請者	
		法人	個人
①	申請書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
② ※	定款（原本証明をしてください）または登記事項証明書（原本）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
③	住民票の写し（又は外国人登録済証明書の写し） ※法人については、誓約書に記載の役員の住民票 ※本籍地の記載のあるもの（外国人である場合は国籍等の記載のあるもの）を添付してください。 ※直近のものを提出してください。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
④	従事者の氏名、職種（運転手、助手など）を記載の従業員名簿	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
⑤	使用車両一覧表	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
⑥	使用車両の車検証の写し（車両の所有者又は使用者が申請者以外の場合は、車両の借用契約書の写しを添付すること）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
⑦	使用車両の <u>任意</u> 自動車保険証の写し（自賠責保険証の写しではありません）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
⑧	使用車両の写真（カラー写真。斜め前・後から撮影したナンバーが判読できるもの、 <u>更新</u> の場合は事業者名、許可番号の記載（マグネットシート貼付でも可）が判読できるもの）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
⑨	誓約書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
⑩	申請者の市町村税の納税証明書（未納の市町村税がないことの証明書） 【所在地（個人の場合は住所）のある市町村が発行するもの】 ※直近のものを提出してください。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
⑪	新規で許可申請する法人の場合、最新の決算書の写し	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
⑫	特定家庭用機器廃棄物（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）を収集運搬する場合、 <u>指定引取場所</u> のある市町村の一般廃棄物収集運搬業許可証の写し（周辺では長野市か千曲市） 【長野市、千曲市など他市へ許可申請中の場合は、その旨を記載した書類（許可取得後速やかに提出してください）】	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
⑬ ※	事業用施設（事務所、駐車場等）の付近見取り図	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
⑭ ※	申請者が⑬に掲げる事業用用地・施設の所有権あるいは使用権を有することを証明する書類 ※不動産登記の登記事項証明書、賃貸契約書の写しなど	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

- (注)・書類は、A4版普通紙で作成してください（図面等はA3版でも可）。
 ・※が付いている書類は、前回申請もしくはその後に提出された変更届の内容と変更がない場合は省略することができます。この場合、「添付書類の省略について」を添付してください。
 ・積替保管、処分業の許可取得を希望する場合は、別途ご相談ください。
 ・提出書類の追加、確認をさせていただく場合があります。
 ・し尿、生活雑排水の許可申請の場合は、それぞれで1件（1部）として提出してください。
 ・申請書、誓約書、その他様式は須坂市ホームページよりダウンロード出来ます。

4 許可の期間、許可申請手数料（新規・更新）

- ・一般廃棄物収集運搬業の許可の期間は、最長で2年間です。
- ・許可申請の書類を受理後、許可申請手数料の納付書を郵送しますので、須坂市指定金融機関等で納付してください。

許可申請手数料 1件につき 10,000円

5 変更届

一般廃棄物収集運搬業の許可事項のうち、以下の変更を行う際は、「一般廃棄物処理業変更届出書」に次表に掲げる書類を添付し、変更日から 10 日以内に届出をしてください。

なお、変更事由が発生してから 10 日を越えた場合の届出は、遅延理由書（様式任意）を添付してください。

変更する事項	提出書類	申請者	
		法人	個人
住所	登記事項証明書（原本）	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
	住民票の写し（直近のもの）	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>
	事業用施設（事務所、駐車場等）の付近見取り図	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	申請者が事業用用地施設の所有権あるいは使用権を有することを証明する書類	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
法人の名称	登記事項証明書（原本）	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
個人の氏名	住民票の写し（直近のもの）	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>
法人の役員、個人事業主の代表者等 (取締役、監査役、使用人等)	登記事項証明書（原本）	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
	新役員（事業主）の住民票（新役員がいない場合は不要）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	役員変更に係る新旧対照表	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
	誓約書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
車両の増車	使用車両一覧表	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	使用車両の車検証の写し（車両の所有者又は使用者が申請者以外の場合は、車両の借用契約書の写しを添付すること）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	使用車両の <u>任意</u> 自動車保険証の写し（ <u>自賠責</u> 保険証の写しではありません）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	使用車両の写真（カラー写真。斜め前・後から撮影したナンバー及び事業者名・許可番号が判読できるもの。）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
車両の廃止	使用車両一覧表（備考に廃止と記入）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

※住民票については本籍地の記載のあるもの（外国人である場合は国籍等の記載のあるもの）を添付してください。

- ・処分業に係る変更、積替保管施設の変更につきましては別途ご相談ください。
- ・既に許可を持っていて、事業範囲の変更申請の場合は別途ご相談ください。

6 廃止届

一般廃棄物処理業の全部または一部の廃止をするときは、廃止しようとする 15 日前までに一般廃棄物処理業廃止届出書を提出してください。

須坂市廃棄物の処理及び再利用等に関する
一般廃棄物処理業許可申請書

年 月 日

(あて先) 須坂市長

住 所

氏 名

印

連絡先 (電話)

—

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により一般廃棄物処理業の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

記

1 申請者住所、本籍地及び氏名

住 所 (法人は事務所所在地)	〒 —	
本籍地		
氏 名 (法人は名称及び代表者名)	生年月日	

2 廃棄物の種類及び処理区分 (該当に○印)

種 類	処理の区分		
事業系一般廃棄物	ア 収 集	イ 運 搬	ウ 処 分
特定家庭用機器廃棄物	ア 収 集	イ 運 搬	ウ 処 分
家庭ごみのうちの一時多量ごみ	ア 収 集	イ 運 搬	ウ 処 分
し 尿	ア 収 集	イ 運 搬	ウ 処 分
生活雑排水	ア 収 集	イ 運 搬	ウ 処 分
その他 ()	ア 収 集	イ 運 搬	ウ 処 分

3 業務に係る施設及び設備の状況 (別紙添付可)

施設・設備の名称	種類	能力	数量	備考 (用途等)

4 業務計画

収集する事業所等の名称及び所在地等	ごみの種別	1ヵ月あたり収集日数	1回あたり収集量(kg)	処分予定場所	備考
名称 所在地 (町)	可燃ごみ				
	不燃ごみ				
	缶類				
	びん類				
	古紙類				
名称 所在地 (町)	可燃ごみ				
	不燃ごみ				
	缶類				
	びん類				
	古紙類				
名称 所在地 (町)	可燃ごみ				
	不燃ごみ				
	缶類				
	びん類				
	古紙類				
名称 所在地 (町)	可燃ごみ				
	不燃ごみ				
	缶類				
	びん類				
	古紙類				
名称 所在地 (町)	可燃ごみ				
	不燃ごみ				
	缶類				
	びん類				
	古紙類				
名称 所在地 (町)	可燃ごみ				
	不燃ごみ				
	缶類				
	びん類				
	古紙類				

誓 約 書

年 月 日

(あて先) 須坂市長

申請者 住 所 _____

申請者、役員、政令で定める使用人、法定代理人については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第7条第5項第4号イ～ル（裏面）のいずれにも該当しないことを誓約します。

役員、政令で定める使用人等の名簿

以下に該当する者について、全員記入してください。

- 申請者 ○法人の役員（代表取締役、取締役、監査役、相談役、顧問等）
○政令で定める使用人（裏面注2） ○法定代表人

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号に規定する欠格事項

- イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令（注1）で定めるもの
 - ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者
 - ニ この法律、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの（注2）若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条（傷害罪）、第206条（現場助勢罪）、第208条（暴行罪）、第208条の2（凶器準備集合及び結集罪）、第222条（脅迫罪）若しくは第247条（背任罪）の罪若しくは暴力行為等処罰二関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者
 - ホ 第7条の4第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項（これらの規定を第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号（第14条の6において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第8条の5第6項及び第14条第5項第2号ニにおいて同じ。）であつた者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
 - ヘ 第7条の4若しくは第14条の3の2（第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消し処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第項（第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいづれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの
 - ト トに規定する期間内に次条第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいづれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、への通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人（注3）であつた者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人（注3）であつた者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
 - チ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - リ 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第14条第5項第2号ハにおいて同じ。）がイからチまでのいづれかに該当するもの
 - ヌ 法人でその役員又は政令で定める使用人（注3）のうちにイからチまでのいづれかに該当する者のあるもの
 - ル 個人で政令で定める使用人（注3）のうちにイからチまでのいづれかに該当する者のあるもの
- （注1）環境省令で定めるものとは、精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を行うに当たって必要な認知、判断および意思疎通を適切に行うことができない者
- （注2）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるものとは、大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法
- （注3）政令で定める使用人とは、申請者の使用人で次に掲げるものの代表者である者
- （1）本店又は支店（商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所）
 - （2）継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

一般廃棄物処理業変更届出書

年 月 日

(あて先) 須坂市長

届出者
住 所
氏 名

印

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)
電話番号

一般廃棄物処理業に係る次の事項について変更したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

許可年月日		
許可番号		
変更事項		
変更内容	変更前	
	変更後	
変更理由		
変更年月日	年 月 日	

※ 変更内容がわかる書類を添付すること。

一般廃棄物処理業廃止届出書

年 月 日

(あて先) 須坂市長

届出者
住 所
氏 名

印

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)
電話番号

一般廃棄物処理業に係る次の事項について廃止したいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第3項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

許可年月日	
許可番号	
廃止した事業の内容	
廃止理由	
廃止年月日	年 月 日

使 用 車 両 一 覧 表

(許可事業者名)

自動車登録番号	最大積載量		車体の形状	備考
		kg		

- ・収集運搬に使用するすべての車両を記入してください。
- ・備考欄には、新規に登録する車両は「新規」、継続して登録する車両は「継続」、廃止する車両には「廃止」と記入してください。
- ・「車体の形状」欄には車検証の同名欄の表示の通り記入してください。

(例)

長野 800 す 1234	2,500	kg	塵芥車	継続
長野 100 す 5678	4,000	kg	脱着装置付コンテナ専用車	廃止

役員変更に係る新旧対照表

(許可事業者名)

新役員（代表取締役、取締役、監査役等） 及び政令で定める使用人		【変更後】		旧役員（代表取締役、取締役、監査役等） 及び政令で定める使用人		【変更前】	
役職名	氏名	役職名	氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
新任		退任					
継続		継続					
新任		退任					
継続		継続					
新任		退任					
継続		継続					
新任		退任					
継続		継続					
新任		退任					
継続		継続					
新任		退任					
継続		継続					
新任		退任					
継続		継続					
新任		退任					
継続		継続					
新任		退任					
継続		継続					
新任		退任					
継続		継続					
新任		退任					
継続		継続					
新任		退任					
継続		継続					
新任		退任					
継続		継続					

※新旧すべての役員について記入してください。

※「新任」「退任」「継続」は該当に○印をつけてください。

例)

新任 継続 代表取締役	須坂 太郎	退任 継続 代表取締役	須坂 太郎
新任 取締役 継続	臥竜 三郎	退任 取締役 継続	墨坂 次郎

添付書類の省略について

年 月 日

(あて先) 須坂市長

住 所

氏 名

印

連絡先 (電話)

— —

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

一般廃棄物収集運搬業（更新・変更）許可申請にあたり、下記の○を付した書類については、

年 月 日付けで提出した一般廃棄物収集運搬業（新規許可・更新許可）申請書

（ 年 月 日付けで提出した一般廃棄物処理業変更届出書）の内容と変更がありませんので添付しません。

記

1 定款又は登記事項証明書

2 事業用施設（事務所、駐車場等）の付近見取り図

3 申請者が2に掲げる事業用用地・施設の所有権あるいは使用権を有することを証明する書類